

「電機・電子インスティテュート告示」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

ジェトロ・バンコクセンター（仮訳）
家電製品の部品関税引き下げ・撤廃に関わる電機・電子インスティテュート告示

電機・電子インスティテュート告示

第 1 号/2004 年

件名:財務省告示“1987 年関税率緊急勅令第 12 条に基づく関税率引き下げ及び関税免除”第 16 刷第 2 項(15)及び第 3 項(20)に基づく、製造プロセス認可申請、電気・電子産業における製造または組立に使用する輸入物品の関税率引き下げ及び関税免除認可申請の実施手続き規則

財務省告示“1987 年関税率緊急勅令第 12 条に基づく関税率引き下げ及び関税免除”第 16 刷第 2 項(15)及び第 3 項(20)に基づき、製造プロセス認可申請、また物品または部品の関税率引き下げ及び関税免除認可申請は、電機・電子インスティテュートの定める実施手続き規則に従わなければならないものと規定する。

よって、前述の財務省告示に従わせるために、電機・電子インスティテュートは製造プロセス認可申請、また電機・電子産業における製造または組立に使用するために輸入する物品の関税率引き下げ及び関税免除認可申請の実施手続き規則について定める。

1. 本告示に基づく“物品または部品”とは、2004 年 5 月 6 日発行の財務省告示“1987 年関税率緊急勅令第 12 条に基づく関税率引き下げ及び関税免除”第 16 刷第 2 項(15)及び第 3 項(20)に基づく物品を意味する。
2. 製造プロセス認可申請の提出について
 - 2.1 関税率引き下げ及び関税免除の恩典使用者は、電機・電子インスティテュートの審査のために、下記に示す、文書及び証拠物とともに申請書を提出しなければならない。
 - (1) 電機・電子インスティテュートの定める様式にしたがい、製造プロセス、製造で使用する物品または部品の量、年間製造量を商標、モデルごとに分けて表示。
 - (2) 製造で使用する物品または部品及び製造する製品の見本または写真
 - (3) 製造方法
 - (4) 製造で使用する物品または部品リストの説明
 - (5) 電機・電子インスティテュートが必要と認めるその他の文書及び証拠
 - 2.2 最初の製造プロセス認可申請提出の場合、関税率引き下げ及び関税免除の恩典使用申請者は、以下の追加文書及び証拠を提出しなければならない。
 - (1) 電機・電子インスティテュートの定める様式に従った事業詳細を示す様式
 - (2) 定款
 - (3) 法人登記を示す重要書類

ジェトロ・バンコクセンター（仮訳）
家電製品の部品関税引き下げ・撤廃に関わる電機・電子インスティテュート告示

- (4) 株式会社持分登記事務局の証明書
- (5) 付加価値税登記証明書写し(ポーポー.20)
- (6) 工業省の証明書、または工業事業通知受領書第 2 種(ローゴー.2)、または工業事業許可証(ローゴー.4)、または工業団地内の工業事業通知受領書(コーノーオー.03/2)
- (7) 過去 3 年間の公認会計監査人が監査した財務諸表

2.3 電機・電子インスティテュートは、製造プロセスの検査及び審査を実施し、関税局に製造プロセス及び製造プロセス証明書を送付する。

3. 関税率引き下げ及び関税免除認可申請の提出について

3.1 恩典申請者は、審査のため、製造で使用する物品または部品の関税率引き下げ及び関税免除認可申請を、以下の書類とともに提出しなければならない。

- (1) 輸入する物品または部品のリスト及び量を示す様式
- (2) 商品管理票写し(INVOICE)
- (3) 梱包票写し(PACKING LIST)(もしあれば)

これには署名権限者が署名をしなければならない。

3.2 電機・電子インスティテュートは、物品及び部品の関税率引き下げ及び関税免除認可申請の検査及び審査を実施し、通関手続き時の関税率引き下げ及び関税免除申請のための証明書、及び証明を認可された輸入物品または部品名及び量を示すリストを発行する。

4. 帳簿削除認可申請提出

4.1 恩典申請者は、3 ヶ月ごとに帳簿削除認可申請を提出しなければならない。その際、以下の文書及び証拠を電機・電子インスティテュートに提示しなければならない。

- (1) 税金管理票写し(TAX INVOICE)
- (2) 梱包票写し(PACKING LIST)(もしあれば)

これには署名権限者が署名をしなければならない。

4.2 電機・電子インスティテュートは、帳簿削除認可申請の検査及び審査をし、また製造で使用する物品または部品の量、残高の集計報告を作成し、関税局に通知する。

5. 関税率引き下げ及び関税免除を受けた物品または部品を、輸入日から 1 年の期限内に完全な製品として製造または組立できない場合、電機・電子インスティテュートは、期限延長または返送、処分、あるいは必要に応じたその他処置の審査のために証明書を発行し関税局局

ジェトロ・バンコクセンター（仮訳）
家電製品の部品関税引き下げ・撤廃に関わる電機・電子インスティテュート告示

長に通知する。

6. 恩典申請者は電機・電子インスティテュートの会員でなければならない。
7. 恩典申請者は電機・電子インスティテュートの定める比率の手数料を支払わなければならない。

2004年5月7日以降適用する。

2004年5月24日告示

(署名) ジャールック・ヘンラッサミー
(ジャールック・ヘンラッサミー)
電気インスティテュート所長

この翻訳は、「電機・電子インスティテュート告示 第1号/2004年 件名 財務省告示“1987年関税率緊急勅令第12条に基づく関税率引き下げ及び関税免除”第16刷第2項(15)及び第3項(20)に基づく、製造プロセス認可申請、電気・電子産業における製造または組立に使用する輸入物品の関税率引き下げ及び関税免除認可申請の実施手続き規則」の翻訳であるが、利用に当たっては、タイ語による原本に依拠されるようお願いいたします。